

地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(給与規程の準用等)</p> <p>第 12 条 特定任期付職員は、第 10 条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程(以下「退職手当規程」という。)を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第 26 条第 2 項及び第 29 条第 2 項の規定の準用に関しては、給与規程第 26 条第 2 項中「<u>100 分の 126.25</u>」とあるのは「<u>100 分の 96.25</u>」と、給与規程第 29 条第 2 項中「<u>100 分の 106.25</u>」とあるのは「<u>100 分の 88.75</u>」とする。</p> <p>(略)</p> <p>(解雇)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>3 前項第 2 号の場合であっても、業務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられその刑の執行が猶予された職員について、情状を考慮して理事長が特に必要があると認めるときは、解雇しないものとする。ただし、その刑の執行の猶予の言渡しを取り消された場合には、解雇する。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和 4 年法律第 68 号)の施行日並びに規程施行日(以下これらを「法施行日」という。)前に禁錮以上の刑に処せられた者(拘禁刑に処せられた者に係る法令の規定により、法施行日以後に、禁錮以上の刑に処せられた者とみなされた者を含む。)に係るこの規程による改正後の第 14 条第 2 項(第 2 号に係る部分に限る。)及び第 3 項の規定の適用については、懲役又は禁錮に処せられた者を拘禁刑に処せられた者とみなす。</u></p>	<p>(給与規程の準用等)</p> <p>第 12 条 特定任期付職員は、第 10 条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程(以下「退職手当規程」という。)を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第 26 条第 2 項及び第 29 条第 2 項の規定の準用に関しては、給与規程第 26 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 95</u>」と、給与規程第 29 条第 2 項中「<u>100 分の 105</u>」とあるのは「<u>100 分の 87.5</u>」とする。</p> <p>(略)</p> <p>(解雇)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>3 前項第 2 号の場合であっても、業務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられその刑の執行が猶予された職員について、情状を考慮して理事長が特に必要があると認めるときは、解雇しないものとする。ただし、その刑の執行の猶予の言渡しを取り消された場合には、解雇する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>・期末・勤勉手当の支給月数の改定を行うための改正</p> <p>・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正</p>